

ご申請の前にご確認ください

(1) 医療費を2割または3割自己負担した場合

医療証が使用できず2割または3割分自己負担した場合は、品川区子育て応援課へご申請ください。

(2) 医療費を全額（10割）自己負担した場合

① 医療機関で発行された領収書をコピーして下さい。区への申請の際に必要となります。



② お子様が加入している保険組合に保険適用の申請をしてください。
※申請方法はご加入の保険組合にお問い合わせください。



③ 保険組合から全額自己負担した医療費のうちの7割もしくは8割分が給付されます。



④ 保険組合から「療養費給付の決定通知書」が届いたら、残りの2割または3割分を品川区子育て応援課へご申請ください。

(3) 補装具を作られた場合

医師の診断により治療用眼鏡や補装具を作成された場合は、下記の手続きをお願いします。

治療用メガネには上限額があるため、上限額を超えた分は助成できません。

① 医療機関で発行された医師の指示書と補装具の領収書をコピーしてください。区への申請の際に必要です。



② お子様が加入している保険組合に保険適用の申請をしてください。
※申請方法はご加入の保険組合にお問い合わせください。



③ 保険組合から全額自己負担した医療費のうちの7割もしくは8割分が給付されます。



④ 保険組合から「療養費給付の決定通知書」が届いたら、残りの2割または3割分を品川区子育て応援課へご申請ください。

(4) 入院して食事療養費のみ負担した場合

都内の病院で入院し医療証を使用したうえで食事療養費のみ負担した場合は、品川区子育て応援課へご申請ください。

(5) 自己負担した医療費が高額の場合

医療費自己負担額が高額の場合は、加入している保険組合に高額療養費に該当するかを確認し、該当する場合は下記の手続きをお願いします。

① 医療機関で発行された領収書をコピーしてください。区への申請の際に必要です。



② お子様が加入している保険組合に高額療養費の申請をしてください。
※申請方法はご加入の保険組合にお問い合わせください。



③ 保険組合から高額療養費が給付されます。



④ 保険組合から「療養費給付の決定通知書」が届いたら、残りの医療費について品川区子育て応援課へご申請ください。